

## 気象警報等の発令時における授業等の取扱いに関する申合せ

令和元年7月25日  
教育研究評議会決定

この申合せは、気象警報（暴風警報及び暴風雪警報に限る。）又は特別警報（以下「気象警報等」という。）発令時における岩手大学学生の安全確保を目的とし、授業及び課外活動等の取扱いについて定めるものである。

### I 盛岡市に気象警報等が発令された場合

1 盛岡市のキャンパスにおける授業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 午前7時の時点で気象警報等が発令されている場合、午前（1時限及び2時限。

ただし、共同獣医学科は1－2校時及び3－4校時）の授業を休講とする。

(2) 午前11時の時点で気象警報等が発令されている場合、午後（3時限以降。た

だし、共同獣医学科は5－6校時以降）の授業を休講とする。

2 1以外の場合であっても、その後に気象警報等の発令が予想されるなど学生の安全確保が必要と判断される場合は、学長又は教育・学生担当副学長が休講を決定することができる。

3 1及び2による休講については、大学ホームページ及び掲示により周知・連絡する。

4 1及び2により休講となった授業の補講については、掲示等により周知・連絡の上、補講期間に実施するものとし、この補講は、個別の補講等に優先する。

5 1及び2により休講となった場合、当該キャンパス内の課外活動も休止とする。

### II 釜石市に気象警報等が発令された場合

1 釜石市のキャンパスにおける授業（休講、通知、補講等）及び課外活動の取扱いについては、学長又は教育・学生担当副学長の判断によるものとする。

### III キャンパス外活動等の取扱い

1 キャンパス外の学外実習、教育実習、インターンシップ及び課外活動等の取扱いは、実習先等担当者の判断によるものとする。

### 附 則

この申合せは、令和元年10月1日から実施する。